

第 11 次沼津市交通安全計画の概要

沼津市交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定により、国の交通安全基本計画及び静岡県が策定した交通安全計画に基づき、本市の区域における陸上交通の安全に関する長期的な施策の大綱及び施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

第 11 次沼津市交通安全計画は、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年とし、本市における交通事故の削減を目指します。

1 策定経過及び今後の予定

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| (1) 国の第 11 次交通安全基本計画の決定 | 3 月 29 日 |
| (2) 静岡県第 11 次交通安全計画の決定 | 6 月 16 日 |
| (3) 第 1 回沼津市交通安全対策会議（計画素案の審議） | 8 月（書面開催） |
| (4) パブリック・コメントの実施 | 10 月 4 日～11 月 4 日 |
| (5) 第 2 回交通安全対策会議の開催（計画案の審議、決定） | 11 月 25 日（本日） |
| (6) 県への報告 | |

2 策定の経緯

交通安全計画は、これまでに 10 次にわたり計画を策定し、交通安全に関する諸施策を進めてきました。

第 10 次（前回）交通安全計画における道路交通事故の目標値・実績

	目標年	目標値	実績	目標値との差
人身事故発生件数	令和 2 年末	1,700 件以下	1,291 件	△409 件

- ・第 10 次計画の期間中に目標を達成。
- ・しかし、依然として交通事故発生率は高い状態で推移。中でも、高齢者事故の割合が 3 割以上で、その割合は年々上昇している。

3 計画の概要

(1) 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度まで

(2) 計画の基本理念

- ① 交通事故のない社会を目指して
- ② 人優先の交通安全思想
- ③ 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

第1章 道路交通の安全

【目標】

令和7年末までに、人身交通事故発生件数を1,000件以下にする。

【6つの視点】

- (1) 高齢者と子供の安全確保
- (2) 歩行者と自転車の安全確保
- (3) 生活道路における安全確保
- (4) 先端技術の活用推進
- (5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

【8つの柱】

- (1) 道路交通環境の整備
- (2) 交通安全思想の普及徹底
- (3) 安全運転の確保
- (4) 車両の安全性の確保
- (5) 道路交通秩序の維持
- (6) 救助・救急活動の充実
- (7) 被害者支援の充実と推進
- (8) 道路交通診断による事故防止対策の推進

第2章 踏切道における交通の安全

【目標】

踏切事故のない社会を目指す。

【視点】

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

【4つの柱】

- (1) 沼津駅周辺の鉄道高架化による立体交差化及び踏切道の構造改良の推進
- (2) 踏切保安設備の整備の促進及び交通規制の実施
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置

第3章 大規模地震に備えての交通の安全

【講じようとする施策】

- (1) 臨時情報発表時における情報収集及び連絡活動と市民への周知
- (2) 地震発生時の緊急交通路等の確保、道路交通情報の提供
- (3) 平時における措置
- (4) その他の交通安全対策